

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	小特集「オーストリア憲法の諸相」〈緒言〉
他言語論題 Title in other language	Foreword: Special Issue on the Austrian Constitution
著者 / 所属 Author(s)	山田 邦夫 (Yamada, Kunio) / 国立国会図書館調査及び立法考査局専門調査員 政治議会調査室主任
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	805
刊行日 Issue Date	2018-02-20
ページ Pages	01
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	オーストリアにおける政府部内の憲法解釈機関及び同国の憲法上の緊急事態条項につき、3編の報告による小特集を組んだ。

* 掲載論文等は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

* 意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

小特集「オーストリア憲法の諸相」＜緒言＞

国立国会図書館 調査及び立法考査局
専門調査員 政治議会調査室主任 山田 邦夫

日本国憲法が1947（昭和22）年に施行されてから既に70年が経過した。この間も憲法に係る議論は活発に行われてきたが、憲法第96条の規定に基づく憲法改正の発議はもとより、現実に憲法改正が日程に上ることはなかった。そのような中で近年、集団的自衛権行使をめぐる憲法解釈の変更と、政府の憲法解釈を支える内閣法制局の存在が関心を呼んだ。政府部内の憲法解釈機関の在り方に関して、本誌『レファレンス』では外部有識者の協力を得て、783（2016年4月）号でフランスのコンセイユ・デタ行政部の事例を、794（2017年3月）号でドイツ連邦内務省及び連邦法務省の事例を紹介した。これらに続き本号では、オーストリアにおける憲法解釈機関の事例を2編の現地調査報告で紹介する。

また、我が国では最近、具体的な憲法改正構想が注目を集めており、改憲項目の1つとして緊急事態条項も浮上している。そこで、上記2編の報告と併せ、オーストリアにおける憲法上の緊急事態制度も紹介することとし、次のように3編から成る小特集を組んだ。

①毛利透（京都大学大学院法学研究科教授）「オーストリア連邦首相府憲法部による政府提出法案の審査」は、政府提出法案について憲法適合性審査等を行う連邦首相府憲法部を取り上げ、その枠組みと審査の実態を紹介するものである。これによれば、憲法部は、憲法裁判所との間に密な人事上の交流があり、職員には公法分野の若手研究者も多い。憲法部の法案審査が法的観点からのみなされることで、法解釈としての権威が支えられている。法案は、担当省庁が原案段階で公開し、広く意見を募集する（鑑定手続）が、憲法部の審査も、この鑑定手続に付された法案に対し鑑定意見を寄せることで行われる。原案も、寄せられる意見も、したがって憲法部の鑑定意見も、全てインターネット上で公開されることは注目に値する。

②赤坂幸一（九州大学法学研究院准教授）「オーストリア連邦首相府憲法部の機能—ウィーン調査報告—」も、上記憲法部についての調査報告である。②は、①による整理を踏まえながら、憲法部の法案審査が実効性を持つのは、鑑定手続によるよりも、むしろ、事前に担当省庁と憲法部との間で行われるインフォーマルな接触における意見交換の形式によると指摘する。また、憲法部の法案審査は首相の指示権に服さないという独立性が確保されているが、このことは、その鑑定意見に法的拘束力が認められないことと表裏一体である。しかし、その独立性を前提とする専門性・客観性が確保される限りにおいて、鑑定意見は尊重される。

③山岡規雄「オーストリア憲法における緊急事態条項」は、大規模な体系を有するオーストリア憲法に規定される緊急事態条項について解説する。緊急事態における人権保障の例外や統治機構に関する例外措置は、憲法体系の中核となる連邦憲法典を始め、個別の憲法法律や、オーストリアが締結した国際条約で憲法的な地位が付与される条項などにおいて規定されている。

各国の憲法事情には、我が国の憲法論議に参考になる事例が少なくない。この小特集が、我が国における憲法解釈や憲法改正の在り方に係る議論の一助になれば誠に幸いである。

* ①及び②で取り上げた憲法部については、各稿脱稿後、オーストリアの政権交代に伴う2018年1月施行の法改正により、その大部分が連邦首相府から法務省に移された。